

議第153号

京都市保健所条例の一部を改正する条例の制定について

京都市保健所条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成25年 9 月24日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市保健所条例の一部を改正する条例

京都市保健所条例の一部を次のように改正する。

第 3 条中第 3 項を第 4 項とし，第 2 項を第 3 項とし，第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 前項の規定にかかわらず，次の各号のいずれかに該当する者については，使用料等を徴収しない。

- (1) 生活保護法の規定による保護を受けている世帯に属する者
- (2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第 1 項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第 4 条第 1 項に規定する支援給付を含む。）を受けている者

附 則

この条例は，公布の日から施行する。

提案理由

使用料等の取扱いの明確化を図る必要があるので提案する。